

伊賀市地域公共交通活性化再生協議会地域部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、伊賀市地域公共交通活性化再生協議会規約第12条の規定に基づき、伊賀市地域公共交通活性化再生協議会（以下「協議会」という）の地域部会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 地域部会は、伊賀市内各地域における交通に係る課題等について検討及び協議を行う。

(地域エリア)

第3条 地域部会は、次に掲げる地域エリアごとに置くものとする。

上野地域

伊賀地域

島ヶ原地域

阿山地域

大山田地域

青山地域

(組織)

第4条 地域部会は、地域の住民代表又は住民組織、交通事業者その他当該地域の関係者等により組織するものとする。

2 地域内の公共交通に関する検討、協議を行う組織が存在している地域においては、当該組織が地域部会の機能を担うことができるものとする。

(協議結果等の取扱い)

第5条 部会長は、地域部会の検討又は協議の結果等について、協議会へ報告するものとする。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年6月27日から施行する。